

平成28年度第2回千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会産業部会
会議録

1 日時：平成28年10月11日（火）午前9時30分～午前10時51分

2 場所：千葉中央コミュニティセンター4階 第41会議室

3 出席者：

（1）委員

大原明保委員（部会長）、河合謹爾委員（副部会長）、善積康夫委員、佐藤晴邦委員

（2）事務局

鎌田経済農政局長、今井経済部長、柿崎経済企画課長、長谷部産業支援課長、池原経済企画課課長補佐

4 議題

（1）千葉市ビジネス支援センター指定管理予定候補者の選定について

5 議事の概要：

（1）千葉市ビジネス支援センター指定管理者の選定について

千葉市ビジネス支援センターの管理運営について事務局から説明後、申請団体に提案内容についてヒアリングしたうえ審議を行い、提案書が管理運営の基準に適合している旨を決定した。

6 会議経過：

【池原経済企画課課長補佐】 皆様、それでは定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、まことにありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます経済企画課課長補佐の池原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座らせていただきます。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきたいと思います。配付資料でございますが、一部事前に送付させていただいているものもございますが、ファイルとじのものでございます。こちらに資料1から資料8までインデックスをつけてとじ込んでございます。それから別にA3の資料9と資料10をお配りしてございます。あと、A4の紙1枚のもので参考資料1としましてお配りしてございます。

不足等ございましたらお知らせいただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

では続きまして、会議の成立についてご報告いたします。本日の出席委員は、総数5名のうち4名でございます。千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2項に基づき、成立しておりますことをご報告いたします。

本日欠席されております河野委員さんにおかれましては、指定管理者応募団体との利害関係につきまして、判断の中立性又は公平性に疑念を生じさせるおそれがあるという申告が部会長宛てにございました。したがって、この件につきましては後ほど部会長より説明をさせていただきます。

続いて、会議の公開及び議事録の作成についてでございます。お手元の参考資料1「千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について」をご覧ください。こちらは、平成22年7月27日の委員会における決定事項でございますが、一番下段です、「3 部会の会議への準用」にございますとおり、部会にも準用されることとなっております。

したがって、「1 会議の公開の取扱い」の(1)のとおり、本日の会議は公開となります。

なお、現在までに傍聴のお申し込みにつきましてはございませんでしたので、その旨ご報告いたします。

また、議事録につきましては、同じく「2 議事録の確定」の(1)にございますとおり、事務局案に対する部会長の承認により確定することとなっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、開催に当たりまして、経済農政局長の鎌田よりご挨拶申し上げます。

【鎌田経済農政局長】 皆様、おはようございます。経済農政局長の鎌田でございます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

第1回産業部会におきましてご協議をいただきました管理運営の基準等を公益財団法人千葉市産業振興財団に示した結果、お手元にあります提案書類が提出されました。本日は、提案書類やヒアリング等に基づき、指定管理予定候補者の選定をお願いいたしますと存じております。

委員の皆様には、専門的知見と豊富なご経験から、選定協議いただきますようお願いいたします。はなはだ簡単ではございますが、開催に当たってのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【池原経済企画課課長補佐】 それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

ここからは大原部会長さんに議事の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【部会長】 ただいまから、平成28年度第2回千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会産業部会を開会いたします。

さて、先ほど事務局から説明のあった河野委員についてですが、今回の指定管理者申請団体の産業振興財団の評議員であることから、審議及び議決を回避したいとの申告をいただきました。そのため、今回の選定評価委員会においての審議及び議決に関しましては、回避していただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 異議なしということで、今日は回避していただくということにします。
それではまず、本日の議事の流れについて、事務局より説明をお願いいたします。

【池原経済企画課課長補佐】 議事の流れについて、ご説明いたします。

本日は、議題にございますとおり、千葉市ビジネス支援センターについての選定をお願いいたします。

今回は非公募での選定となりまして、あらかじめ指定された団体がございます。

まず、施設所管課より、ビジネス支援センターの管理運営の基準の変更点についてのご説明をさせていただきます。その後、それに基づいて提出されました公益財団法人千葉市産業振興財団の提案内容について、産業振興財団から説明させていただきます。

その後、質疑応答をお受けいたしまして、申請者から提出された提案書が選定要項や管理運営の基準などにおいて要求している水準を満たしているかの観点で、選定基準に基づいた審査をしていただきます。

説明は以上でございます。

【部会長】 それでは、議事に沿って進めたいと思います。ビジネス支援センター指定管理予定候補者の選定について、施設所管課長から説明をお願いいたします。

【長谷部産業支援課長】 産業支援課長の長谷部でございます。それでは、私から指定管理予定候補者の選定に関し、管理運営の基準の変更点及び審査方法について、説明をさせていただきます。着席にて説明させていただきます。

まず、前回までの管理運営などの関係文書と、条例改正に伴う主な変更点について、資料3、資料4によりご説明いたします。その後、資料6によりまして今回の審査方法についてご説明いたします。

それでは、資料4をご覧ください。前回7月の選定評価委員会において、今までご指摘いただいた内容や改善の方向性を参考に、千葉市ビジネス支援センター設置管理条例の改正を行った旨の説明をしましたが、本日の審査におきまして、これらの改正点が管理運営の基準の変更点にもかかわりますことから、改めて条例の改正内容について概略を説明するものでございます。

1、千葉市ビジネス支援センター本館に係る改正内容、(1)施設の休日開館及び使用時間の延長についてですが、今までフロアごとに異なっておりました休日及び使用時間を全館共通とし、休日については年末年始、使用時間については午前9時から午後9時に統一しました。

次に、(2)施設名称・利用形態の変更ですが、実質的に少人数の会議室として利用されている講師控室については、名称を小会議室1、2と改め、さらに稼働率の低いパソコン研修室については、利用ニーズの高い通常の会議室に仕様を変更し、施設名称も会議室5としました。

これらの改正に伴い、一部施設の利用時間の延長や附属備品が不必要となることなどから、利用料金の一部を改める内容を説明しておりますのが、(3)利用料金の一部変更についてで、ご覧のとおりでございます。

次に、2、千葉市ビジネス支援センター富士見分館に係る改正内容です。富士見分館ビジネスインキュベート室及び店舗型ビジネスインキュベート室について、現在の入居

者の使用許可期間満了後の平成 29 年 10 月 1 日をもって廃止することとしました。

富士見のビジネスインキュベート室については、近年の創業形態がスタートアップ時に広い個室を必要としないケースが増えており、入居率が低迷していることから、これを廃止するもので、今後はCHIBA-LABOまたは千葉市ビジネス支援センター本館との連携強化など、創業支援スキームの転換を図り、新たな創業ニーズに合った支援を促進していくものでございます。

併せて、店舗型ビジネスインキュベート室に関しましても、Web 販売など無店舗による商取り引きが増え、実店舗販売のニーズが低下するなど、入居率が低迷していることから、これを廃止し、商工会議所などと連携し、個店創業に対する支援の充実を図ることとしました。

このため、インキュベート室については、施設により指定管理期間が異なり、(1)に記載のとおりとなっております。

最後に、3、施行期日ですが、センター本館に関する一部改正は平成 29 年 4 月 1 日、センターの富士見分館に関する一部改正は平成 29 年 10 月 1 日の予定となっております。

以上を踏まえまして、指定管理者選定に係る関係文書の変更点について、ご説明いたします。資料 3 の 1 をご覧ください。平成 27 年度に全庁的なルールに基づく変更があり、非公募に関しても指定申請書に示すべき条件等を明確に記載することとなりまして、前回の選定時にはございませんでした指定管理予定候補者選定要項及び指定管理予定候補者選定基準を作成しております。それぞれ資料 2、資料 6 として添付しており、詳細は後ほど説明いたします。

指定管理予定候補者選定要項は、千葉市ビジネス支援センターの指定管理予定候補者選定に関して必要な事項を定めたもので、下段、※印の条例上の設置目的、ビジョン、ミッションを新たに記載するとともに、裏面の※印にございます成果指標について、成果指標と数値目標を分けて記載しております。

まず、設置目的についてですが、条例第 1 条の記載となります。

次に、ビジョンについてですが、地域経済を支える事業者の経営革新や新たな分野への進出、さらには創業を志す起業者の取り組みに対して、ハード、ソフトの両面から、本市の特性を生かした総合的、一体的な支援サービスを提供することを目的とするとし、ミッションについては、効果的な情報発信やコーディネーター等の活用により、利用者のニーズを的確に捉え、時流に即した柔軟なサービスを提供することで、利用者の満足度を高める。また、地域及び関係団体との連携した取り組みを推進し、新たな利用者を獲得することなどにより、施設のポテンシャルを向上させ、市内のビジネス環境の活性化を図るとしました。

続いて、裏面の成果指標について、ご説明いたします。今回は 7 つの指標を設定しました。下線部分が前回からの変更となります。

①利用者の増加については、従前どおり 18 万人以上の数値目標としましたが、インキュベート室入居者に関して、日々の利用が通常であることから、今回の指標からは除くこととしました。

②一般有料貸出施設の稼働率の向上については、前回までは利用された日数ベースで

したが、より実態を把握しやすいコマ数ベースでの稼働率に改め、数値目標は現状の稼働率をベースに、施設の利用形態等の変更に伴う利用増を加味し、最終年度での 52%達成を目標値としました。

③インキュベート室の入居率については、一般有料貸出施設の稼働率とは別に、新たな数値目標として新設したもので、従前の利用料金施設の稼働率を適用し、平均 80%以上としました。

④インキュベート室入居者の満足度の向上、及び⑤セミナー・研修受講者の満足度の向上に関しては、従前と変更ございません。

⑥、⑦コーディネーター等の効果的な活用について、企業支援に係るワンストップサービスの強化を図るため、相談件数と新規企業の開拓件数及び既存企業の支援件数を併記することとしました。

続きまして次のページ、2、管理運営の基準に係る主な変更点についてです。これは、資料 5 に添付の「千葉市ビジネス支援センター指定管理者管理運営の基準」における主要な変更点を抜き出したものでございます。番号の 3、5、6、7 と次ページの 10 に関しては、条例改正に伴う変更でございますので、説明は省略させていただきます。

それではまず、番号の 2 についてですが、情報センター内のパソコン利用率が低下していることから、パソコンを撤去することに伴い、文言を削除しております。その後の対応については、指定管理者から提案されるものです。

番号 4 については、従前まで喫煙室として整備されていたリフレッシュルームについて、現在は未利用状態となっておりますので、施設利用者へのサービス向上策として、指定管理者からの提案によるものとしました。

裏面に行きまして、番号 8 については、施設予約システムについてですが、平成 29 年 4 月から市の公共施設予約システムに移行することに伴う追記でございます。

番号 9 は、創業支援事業の内容について、指定管理者の自主的な取り組みの幅を考慮し、千葉市事業環境整備構想以外の本市の創業支援に準ずるよう内容を変更しました。

次のページに進みまして、番号 11 は、従前の情報センターの目的・用途に、本市の新たな事業展開にあわせた内容を追記しました。

番号 12 は、番号 8 で説明しておりますが、既に本市で稼働している公共施設予約システムにビジネス支援センターの施設予約も移行することになり、これに伴うものです。

番号 13 は、全庁的なルールに基づく変更で、市が実施する指定管理者に対する説明会、研修会に出席することとなったことによるものでございます。

番号 14 は、本館分の情報システム構築費用に関して、市で直接実施することとしたための変更でございます。

裏面にまいりまして、番号 15 は、貸し出し備品に関して、消費税改定に伴う変更です。主な変更点については以上でございます。

次に、審査について、説明をさせていただきます。資料 6 「千葉市ビジネス支援センター指定管理予定候補者選定基準」の 2 ページ、(4) 審査等の流れをご覧ください。まず、1 段目の申請者から提案書等の提出を受けた後、2 段目、事務局による形式的要件審査（第 1 次審査）を行っております。

審査内容につきましては、3 ページに記載のとおり、申請者から提出された書類について、アの申請資格として、(ア) から (ケ) までの9 項目全てを満たし、失格要件のいずれにも該当しないことを事務局で確認するものでございます。

申請資格の審査結果につきましては、資料8「形式的要件審査表」に記載のとおり、今回審査対象であります公益財団法人千葉市産業振興財団につきましては、申請資格の全ての項目に適合していることを確認しましたので、ここで報告します。なお、(ケ)の項目につきましては、千葉中央署へ照会し、千葉市暴力団排除条例に基づく回答書により、確認しております。

また、失格要件につきましては、提案書中の収支予算書において、選定要項に定める基準額を超える額の指定管理料の提案をしていること、提案書等に虚偽又は不正な記載があることなどの失格要件に該当していないことを確認しております。

それでは、選定基準の2 ページにお戻りください。こちらの3 段目をご覧ください。提案内容審査(第2 次審査)でございますが、本日、本委員会において、申請者から提出された提案書等が選定要項や管理運営の基準において要求している水準を満たしているかの観点で、選定基準に基づき、審査をお願いするものでございます。

審査の方法ですが、4 ページ、3、提案内容審査、(1) 審査方法をご覧ください。それと、フラットファイルとは別でお渡ししてありますA 3 縦の資料9「提案内容審査表」も併せてご覧ください。(1) 審査方法は、申請の提案書等の記載内容から、次のページの(2)に記載の審査項目について、一部項目を除き、記載の表にございますとおり、基準に従い、マル又はバツで評価していただきます。除く項目となります2、(1) 団体の経営及び財務状況、4、(7) 成果指標の数値目標達成の考え方及び5、(1) 収入支出見積りの妥当性については、それぞれ5 ページ、(2) 審査項目及び審査の視点の該当項目欄をご覧ください。

資料9につきましては、審査基準のところにマル・バツで記載をしております。委員のうち1 人でもバツの評価を行った項目がありましたら、選定評価委員会で協議を行い、記載されております①から④までのいずれかを決定いたします。また、半数以上の委員がバツの評価を行った場合は、②から④のいずれかで決定をいたします。これらの場合は、評価結果を取りまとめた後、事務局から報告をさせていただきます。

審査していただく項目は、5 ページから7 ページにわたり記載されている審査項目のとおりでございます。これは、提案書の項目と同様になってございます。

資料9をご覧ください。繰り返しになりますが、審査基準の欄で網かけになっている部分3 カ所は、先ほどご説明しましたとおり、ほかの審査基準と異なっておりますので、ご留意を願います。

評価については、一番右側にございます評価欄にマル・バツを記入していただきます。

それぞれの審査項目を審査いただき、審査が終了した後、少し時間を頂戴しまして、事務局において評価を取りまとめ、集計します。選定評価委員会において、その後、総合的にご判断をいただき、指定管理予定候補者を選定していただくことになってまいります。

審査については以上となります。

大変長くなりましたが、説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

【部会長】 ただいまの説明について、何か質問はございますか。

【委員】 よろしいですか。この基準なんですけれども、基準といいますか、資料4の施設の休日関連で改正をされていますが、例えば、年末年始は除きますけれども、日曜日を開館するとか、土曜日、国民の祝日を開館するとか、そういうのがありますが、それは、それによって、あらかじめ市のほうで把握していて、要は利用状況とかそういうものが向上すると。要するに、データがあって、そういうふうな改正をしているのかどうか。

若しくは、もう1つ、52%以上という数字を設定していますけれども、それにつきましても、いろいろ稼働率を上げるということについて、客観的な状況といいますか、そんなものがどうなっているのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

【長谷部産業支援課長】 休日の開館につきましては、利用希望があった場合に、指定管理者の判断によりまして、市に開館していいかという申請がございまして、市が許可した場合に貸し出しをするということとなっております。

数値は後ほど数字が出ましたらご報告しますが、過去にも休日の開館、利用の要望があり、休日、実際には15階が開館しており、その貸し出しのために2名常駐しているということから、開館しても影響がないだろうということで、そういった貸し出しをしておりました。

実際に休日開館という要望が多分にありますから、それで今回、条例改正を行い、休日も開館しよう。市民ニーズに応えようというようなところから、改正を行ったものでございます。

それと、目標値の52%につきましては、今回の条例改正に伴い、公共料金を設定する際に、既存の利用状況だとか、また、これから開館するであろうところを加味しまして52%と設定したわけですが、コマ割りの推移を申し上げますと、平成23年度が46.5%、平成24年度が48.9%、平成25年度が47.5%、平成26年度が48.4%。

今までは日数ベースで報告しておりましたので、かなり高い数字であったところ、そこを選定評価委員会でもご指摘されていたのですが、やはりコマベースにすると50%を切るような稼働率でございました。

実際に52%を設定するときに、平成23年度から平成26年度の平均が47.8%ということでした。5年後、指定管理が終了する年度には、毎年度1%ずつ上がるような形で、52%ぐらいはいつていただきたいという目標を掲げて、これを成果目標値としたところでございます。

【委員】 わかりました。

【部会長】 ほかにございますか。

それでは次に、申請者である公益財団法人千葉市産業振興財団から、提案内容について説明をお願いしたいと思います。

事務局は、事業者を入室させてください。

(産業振興財団入室)

【部会長】 本日はお忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

それでは、15 分程度で、提案内容について説明をお願いいたします。

【産業振興財団】 公益財団法人千葉市産業振興財団産業創造課長の米森でございます。恐れ入りますが、着座でご説明させていただきます。

初めに、当財団の概要について、ご説明させていただきます。お手元に配付させていただきました資料 10、事業概要をご覧ください。一番左の欄にありますように、当財団の事業区分は、公益目的事業、収益事業、その他の事業の 3 区分で構成されています。

右隣の欄は、事業内容でございます。公益目的事業の産業振興に関する事業は青色で表示しており、勤労者等の福祉に関する事業は黄色で表示してございます。また、収益事業として、産業振興施設の管理運営及び会議室の貸与等に関する事業を行っております。今回ご提案申し上げました千葉市ビジネス支援センターの管理運営業務は、赤枠で表示いたしました事業が該当しております。

事業概要に記載のとおり、当財団は各種の産業振興事業及び中小企業勤労者等に対する総合的な福利厚生サービスの提供を行っており、企業経営や創業の支援と勤労者の福利厚生支援を一体的に行っている団体でございます。また、当財団は、千葉市の外郭団体として市の施策実施を補完、代替、支援すべく、設立以来、市と密接に連携し、これらの事業を実施してまいりました。

本施設の管理運営に当たり、市の産業振興の総合的支援拠点である本施設の特徴を最大限に生かした事業、本施設を活用した中小企業及び創業者のニーズに応える事業を実施し、引き続き市内産業の振興と地域経済の発展に取り組んでまいります。

次に、資料 7、対照表をご覧ください。当財団は現行の指定管理者でございますが、平成 29 年度以降の本施設の管理運営において、新たにご提案申し上げた点につきましては、一番右側の特記事項に記載してございます。本日は、その中から特に 4 つの新たな提案につきまして、資料 1、提案書により、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、提案書 3 ページをお開きください。1 点目といたしまして、運営体制の強化を提案いたしました。3 ページ中ほどの※印欄をご覧ください。今回、本施設の設置管理条例の一部改正を受けまして、土・日曜日、祝日の勤務体制について、勤務ローテーションを見直し、現行の 2 人体制から 3 人体制とします。これは、供用時間が拡大したことに伴うサービスの向上及び近年多発している災害や事故等の緊急事態に備えるため、運営体制の強化を提案いたしました。

2 点目といたしまして、新たな利用料金の設定を提案いたしました。提案書 20 ページをお開きください。本施設は、設置管理条例の一部改正により、供用日及び供用時間が拡大され、また、32 ページに記載してありますが、成果指標の 1 つに会議室の稼働率向上が掲げられております。本施設は、会議室という施設の特性から、当然ですが会議、打ち合わせなど、リピート利用が多い傾向がございます。そこで、リピート利用者を確保しつつ、利便性・サービス向上という観点から、新規の顧客獲得を図るため、新たな利用料金を提案いたしました。

20 ページの 1、(1) の (イ) をご覧ください。過去 4 年間の稼働率の傾向といたしまして、会議での利用者が多いことから、稼働率は午後の時間帯が高く、午前は若干低めとなっており、中でも夜間は会議室という施設特性からかなり低い傾向にあります。

これらの傾向に対し、供用日拡大等の変更要件を考慮して当財団が算出した現行の平均稼働率は、表でお示ししたとおりであり、午前は 43.5%、午後の 2 コマの平均は 49%、夜間は 26.5%となります。

そこで、原則午前の利用料金を午後と同額とし、夜間は約 20%の引き下げを行い、稼働率向上を目指す提案をいたしました。

21 ページ上段の表をご覧ください。利用料金設定の当財団の価格戦略として、午前については本施設は午後に比べて貸出時間が 30 分長いという利点があり、この利点と利用料金引き下げの相乗効果を考慮し、設定いたしました。また、夜間については、稼働率、利用料金収入額、利用者満足度の 3 つの視点から検討し、利用者満足度が得られ、利用料金収入額にもあまり影響が出ない約 20%の引き下げを基本として設定いたしました。

なお、特別会議室は、他の会議室と比べて格調が高く利用料金も高いことから、稼働率が低い状況が続いておりました。そこで、特別会議室の存在を知っていただくことにより利用促進を図るため、今回、他の会議室と同程度の価格まで引き下げを行う提案をいたしました。

さらに、空き施設の利用促進を図るため、当日に申し込み、利用する場合について、新たに当日申込利用料金の設定を提案し、稼働率の向上を目指します。想定している当日申込利用者は、会議室利用者に対しては控室としての利用、また、営業マン等が業務の事前準備を行う場としての利用、特にプレゼンテーションの練習の場として、低廉な価格で利用ができることなどをお勧めいたします。

なお、本施設周辺には同様の民間施設はないことから、利用料金の引き下げによる民業圧迫には当たらないと考えております。

続きまして、提案書 32 ページをお開きください。3 点目といたしまして、成果指標である数値目標達成の具体策を提案いたしました。32 ページの表をご覧ください。成果指標は①から⑦までございます。

成果指標①の利用者数の増加策といたしましては、情報のフロアである 13 階情報センターのリニューアルを行います。まず、Wi-Fi 環境を整備し、時流に即した利便性・サービス向上を図ります。また、ショールーム的な情報発信が行える環境を整備します。具体的には、市民・利用者には市内企業の魅力を知っていただく場として、企業にとりましては近年ニーズの高い見本市出展前のリハーサルの場として、ホームページや SNS などとも連動し行うことで、本施設への来館を促します。

次に、創業のフロアである 14 階ロビーの活用を図ります。活用策として、インキュベート室入居企業や卒業企業の事業に関する常設展示を行います。それにより、入居者同士の交流にとどまらず、市内ベンチャー企業を市民に知っていただく場を提供します。また、当財団が行っている創業者等への支援内容も広く周知することで、創業希望者の発掘につなげていきます。

33 ページをご覧ください。成果指標②の会議室の稼働率向上策といたしましては、先ほど利用料金の引き下げにより、平成 33 年度までに 52%以上の平均稼働率を目指すことをご説明いたしました。具体的には、変更初年度である平成 29 年度は利用者への周知に時間を要すること、また、消費税増税が予定されている平成 31 年度は一時的に利用が

落ち込むことを加味し、毎年度の目標設定をいたしました。なお、利用料金収入につきましては、平成 33 年度までに、過去 4 年間の平均実績値に対し約 12%の増収、2,900 万円を目指します。

そのほか、受付方法につきましては、先着順受付への変更を提案いたします。これは、会議、打ち合わせでの利用が多く、決まった日時の予約を希望される利用者が多いこと、また、申し込み時にその場で直ちに予約を確定したい利用者が多いことなどによるものです。なお、現在、抽選申込制度を導入していますが、抽選となることはほとんどないため、先着順受付への変更により、利便性・サービスの低下にはつながらないと考えております。

具体的な集客策としましては、13 階はビジネスでの会議利用として国や千葉県など自治体に対して、15 階はコミュニティセンター的な地域利用としてサークルや自治会などに対して、さらなるプロモーションを行います。

34 ページをご覧ください。成果指標③のインキュベート室の入居率向上策といたしましては、市と協議し、新たな入居要件の方向性を定めるとともに、市内創業希望者の発掘に今まで以上に注力してまいります。また、直近 2 年間のインキュベート室入居者年齢は 30、40 代前半が約 7 割を占めていることから類推し、転職の 1 つの形態として創業を希望しているという観点からも、千葉市はハード、ソフトの両面で手厚い創業支援制度があることをさらにアピールし、インキュベート室への入居につなげていきます。

その上で、入居審査の円滑化を図り、希望したタイミングでの速やかな入居を可能とします。また、コーディネーター等による育成に主眼を置いた手厚い支援を引き続き行ってまいります。

続きまして、成果指標④のインキュベート室入居者の満足度向上策といたしましては、今後も担当コーディネーター制によるハンズオン支援を行うとともに、卒業企業に対しても定期的に訪問を行い、事業を継続していくために必要な支援を積極的に行っていきます。さらに、新たな視点に立ち事業化を進める機会を提供するため、市が広域連携している市原市や四街道市の創業者等と交流を図る機会を提供していきます。

35 ページをご覧ください。成果指標⑤のセミナー受講者の満足度向上策といたしましては、市の産業特性を鑑み、商業者等を対象としたセミナーや国の地方創生プロジェクトにもある女性に特化した事業化セミナー等を開催していきます。

続きまして、成果指標⑥、⑦のコーディネーター等の効果的な活用策といたしましては、まず、適切な相談受付やハンズオン支援を行うため、有期雇用であるコーディネーター等の専門レベルの平準化を保ちつつ、専門性の向上も図ります。その上で、成果指標③から⑤でご説明したインキュベート室入居者等への支援のほか、新規支援企業の開拓や既存支援企業へのきめ細かなフォローを行い、ワンストップサービス機能を強化していきます。

最後に提案書 36 ページをお開きください。4 点目といたしまして、施設の効用を生かした自主事業の提案をいたしました。36 ページ下段の表をご覧ください。学生とベンチャー起業家との交流を図るイベントを、コーディネーターを講師として、14 階ロビーを活用して実施し、アントレプレナーシップ教育による新たな創業者の育成について、提

案いたしました。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【部会長】 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に対しましてご質問や意見等がございましたら、発言をお願いいたします。

【副部会長】 よろしいですか。

【部会長】 はい、お願いします。

【副部会長】 施設の事業の効果的な実施というところで、資料5の11ページ、ウの創業支援事業に3つの方向性が規定された。3つの方向性というのは、1が新技術・製品開発等の競争力のある新事業創出の促進。2番が円滑な事業化に向けた新事業創出の展開。それで、これは従来からやられていると思うんですが、3番目の産・官・学の連携による事業環境の形成という点に関して、これはどういうふうにお考えになっているか、今までどうだったのか、これから新たにどういうアプローチができるのかとかというお話を伺いたいのですが。

【産業振興財団】 千葉市産業振興財団事務局次長、稲増と申します。

今の産官学の連携について、お答えいたします。私ども、設立の最初の年度から、補助金という形で中小企業が行いたい研究と大学のシーズのマッチングをやってきておりまして、これについてはこれまで製品化された事例もございます。

ただ、中小企業のニーズと大学側のシーズのマッチングは、我々、ワントゥーワンで取り組んではいるんですが、なかなかうまくいかないところもございます。

そこで、今年度着手した事業は、事前に私どもが捉まえておりました市内中小企業のニーズを企業名を伏せたうえでリスト化しまして、このリストを、千葉大学、千葉工業大学、木更津工業高等専門学校にお見せし、このニーズに適合する研究成果、研究内容をご提案いただけないだろうかとお願いたしました。

そこで大学から出てきた研究成果、シーズを、今一度、中小企業に持ち帰りまして、こういう研究に興味はありますかとあたり、これはもっと聞いてみたいというものを、今一度、大学側にぶつけまして、それをポスターにさせていただき、最終的には私ども、100程度出した中小企業のニーズに対して39のシーズをポスター化しまして、これを一同にセッション形式で発表しました。現時点で既に20程度共同研究に進む可能性の含みをいただいております。

【副部会長】 大学側がそれを20程度、これから検討して、担当……。

【産業振興財団】 中小企業側がもう少しこれは深掘りしたいということで、20程度いただいております。実際にこの中から共同研究まで結びつくものは、1件、2件の可能性は高いと考えています。これまで私どもが行っておりましたマッチングイベントの中では、ニーズとシーズのマッチングという点では、うまくいっていると考えております。

また、今回の取り組みは、単純に今あるニーズとシーズのマッチングではなく、大学側にこういう先生がこういう研究をしているんだということを広く知ってもらいたいという意図もございました。この面でも、この企業はこのシーズに関心を持つと想定して

おったところが、会場ではまったく別のシーズにも関心を寄せる事例がありまして、手応えを感じているところでございます。

【副部長】 ありがとうございます。

【部長】 1つ質問しますけれども、財団の事業概要という資料 10 ですけども、公益目的事業と収益事業、大きく分けて 2 つありますよね。収益事業は今回まさに候補者になっている千葉市ビジネス支援センターだと思うんですけども、それ以外の本来の公益目的事業のうち、勤労者福祉事業を除いた部分の運営は、財源といいますか、事業資金はというふうに通達されて、というふうになっているんですか。

【産業振興財団】 私ども、指定管理事業のほかに、千葉市から補助事業という形で仕事、事業費が来ております。ですので、この青字のところ、指定管理事業費と補助事業費という形で千葉市から来ているとお考えいただければと思います。

【部長】 すると、この事業概要の表を見て、先ほど質問のあった産学連携事業というのは、3 行目、オになっていますけれども、これが赤字で囲まれていないというのはどういうことなんですか。

【産業振興財団】 指定管理事業は、基本的には箱にある程度依存する事業でございますので、箱に依存する事業が指定管理事業、それ以外のソフト事業が補助事業という区分になっているとご認識いただければと思います。

【部長】 わかりました。

【委員】 ご説明があったかもしれませんが、提案書の 38 ページの会議室の稼働率のところでは、稼働率を 10 ポイント上げるということで、会議室の料金もかなり大胆に下げられています。半分になっている特別会議室もありますが、料金が半分になりますと、稼働率を上げなければ、利用料金収入を維持できないと思います。利用料金収入も最終的には 12% アップということになりますと、稼働率をかなり上げる必要があるのではないのでしょうか。10 ポイント程度で大丈夫なのかなと感じました。利用料金収入の実現可能性について、もう少しご説明いただければと思います。

【産業振興財団】 千葉市産業振興財団総務企画課の梶と申します。どうぞよろしくお願い致します。

現状よりも約 10 ポイント稼働率を上げるということで考えておりますが、初年度の平成 29 年度につきましては、現状の稼働率プラス若干の周知効果ということで 1 ポイント増の稼働を見込んでおります。提案価格を下げた面もあり収入が現状よりも一旦落ち込んでしまうと予測しております。平成 33 年度、最終年度の 52% の稼働率に向けて、徐々に稼働率を上げていくことで、収入の確保を考えております。

【産業振興財団】 補足をしますと、私どもの稼ぎ頭が、午後 1 と午後 2、午後の時間帯の通常会議室、会議室ナンバーで言いますと 1、2、3、4 になるんですが、実はここについては値段は下げておりません。稼ぎ頭のところは料金を据え置きで、稼働率が低いところを重点的に下げておりますので、大きな落ち込みは想定しておりません。

【委員】 わかりました。

【委員】 よろしいですか。稼働率を上げるというところなんですけれども、ビジネス支援センターに会議室があるということの、周辺なり市民なりの認知度をというふう

うに把握されているのか。その辺について何か分析されているとか、そういうことがおありかどうか、お伺いしたいんですけども。

【産業振興財団】 では、それは私、稲増が答えます。まず私どもの認知度なんです、リピート率が高いということは、換言しますと、新参の方が少ないということです、その意味では、認知度がある一定の水準にとどまっている可能性はあるかと思っております。

現状、私どもは、ほかの施設、例えば公民館とかコミュニティセンターの稼働率を下げるというのもまずいなと思ひまして、そういったところでのチラシの配布などは自粛していたところがあります。実際に私どもの 15 階は、畳の部屋や、板張りの部屋がありまして、コミュニティセンター的な使い方もできます。コミュニティセンターなどで我々周知させていただきますと非常にありがたいとは思っているんですが、そういったところを遠慮していた面がございます。

その中で、今回、どのように周知を図っていくのかというところで、1 つのご提案が、当日申込利用料金として 1,000 円あるいは 500 円という非常に低廉な価格設定です。一般に当日に開催する会議の予約で当日急に来る方はほとんどいません。今回の提案は、商談の最終打ち合わせやプレゼンの資料の確認などで、ビジネスパーソンなどに使ってもらいたいという思いがあるんですが、そういうかたちでも 1 度使っていただいた施設というものは、次に会議を主催するときには、会場候補として有力になると。そのように新規顧客を開拓し、ほかの施設を圧迫せずに、うまくニーズを捉まえられないかということの提案です。

【委員】 特別会議室を相当引き下げて、普通の会議室と、なかなかうまいやり方だなと思うんですけども、これは、これによって、先ほどの説明ですと、認知度を上げていきたいと。

【産業振興財団】 はい。特別会議室を下げたのは、1 つには認知度を上げたいということと、特別会議室は机がコの字型で固定されている部屋になりますので、汎用性がない。換言しますと、コの字型で使える会議でありましたら、今ですと会議室の 1、2、3 とバッティングすることもあるんですが、そちらと特別会議室どちらでもいけるようなときに、特別会議室に入れ込んでしまうことで、汎用性の高い会議室 1、2、3、4 を空けていきまして、ほかのお客さんを入れることが可能かなと考えているということと、昨今ですとビジネスパーソンのプレゼンの機会が増えているということなのですが、プレゼンの練習をどこでやっているのか。カラオケボックスなどで練習をしているそうなんです。そうしますと、今回、特別会議室を 3,000 円程度まで下げておりますので、カラオケボックスで練習するんだったら、特別会議室で練習したほうがもっといいんじゃないかなということも含んでのご提案といたしております。そういったところでも、周知、認知を高めていきたいと考えております。

【委員】 あともう 1 点よろしいですか。女性の起業支援ということでセミナーを開催するというお話がございましたけれども、何か続けて、その次につなげるようなことを考えていらっしゃるのかどうか、その辺をお伺いできれば。

【産業振興財団】 今、女性のセミナーはトレンドでして、ネイルあるいはエステと

いった事業での女性の起業は目立ってきているなという印象を受けております。これは統計的に非常に増えているとはいいますが、確実に目立ってきていると言えると思っております。

そして、女性で起業された方からは、女性の先輩起業家と話をしてみたいというようなことをよく言われます。

また、男性は経営用語なども勉強されてから起業を決意する方がどうやら傾向的には多い。女性はもう少し起業に対する思いも含めて相談させてもらいたいというニーズが我々のところに寄せられております。その点で、女性にフォーカスしたセミナーというのは、相当程度のニーズがあると考えております。

一旦、セミナーのような形で女性起業希望者の顔のある程度拝見できましたら、次からは個別の、ハンズオン支援という伴走型の支援に移行していくんだろうと考えております。

【委員】 ありがとうございました。

【部会長】 もう1つお尋ねしたいんですけども、産業振興財団さんのことについてですが、事業本部はどこにあるんですか。

【産業振興財団】 きぼーるの13階に、事務局がございます。

【部会長】 それというのは、使用料はどうなっているんですか。

【産業振興財団】 目的外使用料という形で、市に納めております。

【部会長】 市に払っている。

【産業振興財団】 はい。

【部会長】 わかりました。

どうでしょうか。ほかに発言がなければ、以上で終わります。

それでは、産業振興財団の方はご退席ください。

(産業振興財団退室)

【部会長】 それでは、審査に入りますが、審査に当たり、事前に確認しておきたい点などがありましたら、発言をお願いいたします。

話の中でもし確認したいことが出てきたら、そのときにお話を伺うということにして、審査に入るということで、審査方法について、改めて説明をお願いいたします。

【池原経済企画課課長補佐】 改めてご説明いたします。資料9の提案内容審査表をご覧くださいと思います。こちらの表の一番右側に評価欄ということで、括弧してマル・バツとありますが、こちらにマル・バツでの評価を記入していただきます。また、そのほかご意見等がございます場合には、表の一番下にございますが、意見記入欄へご記入いただければと思います。

ご記入いただいたものを事務局で取りまとめ、集計をいたしますけれども、集計の間は委員の皆様は休憩とさせていただきます。

集計後ですが、お一人でもバツの評価があった場合には、再度の協議をお願いいたします。その場合、委員会としてマルと判断するか、条件つきでマルと判断するか、審査項目に係る提案内容の修正を求める、もしくは失格とするのいずれかを決定していただきます。

また、半数以上の委員さんからバツの評価がなされた場合には、条件つきでマルと判断する、若しくは審査項目に係る提案内容の修正を求める、失格とするのいずれかでの決定をお願いいたします。

なお、審査表のうち、審査基準欄が網かけになっております。その3項目につきましては、共通の審査基準によらず、審査基準で個別の審査基準を設けてございます。

説明は以上でございます。

【部会長】 記入ですけれども、鉛筆でよろしいんですか。

じゃあ、審査に入りますけれども、先ほど残しておいた何か事前に確認しておきたいことがございましたら、今。

【長谷部産業支援課長】 会長。先ほど休日開館の利用状況という話で、数字のご説明をできなかったのですが、平成23年から平成27年度の5年間合計で、日曜日及び年末年始の日数が281日ありました。そのうち、これは日数ベースなんですけれども、休日の利用件数が、重複も含めて158件ありました。そうすると、休日の使用率が約49%という状況でございました。これをもって、市民ニーズに応えたいということで、開館に踏み切ったということでございます。

以上でございます。

【部会長】 それでは、審査表の記入に移りたいと思うんですけれども、審査表は事務局で回収いたしますので、記入の終わった方はお知らせ願います。

では、審査をお願いします。記入の終わった方から休憩といたします。大体20分程度ということで、始めてください。

(採点表記入)

【部会長】 それでは、再開いたします。

取りまとめた評価について、事務局より説明をお願いいたします。

【池原経済企画課課長補佐】 では、お手元に各委員さんのものをまとめた集計表を配付してございますが、全ての審査項目につきまして、マルの評価となりました。

また、意見につきましては、特にいただいておりません。

審査結果はただいまの説明のとおりでございます。この結果につきまして委員の皆様から何かご意見があれば、ご発言をお願いしたいと思います。

【部会長】 結果についてのご意見ございましたら、発言をお願いいたします。

【副部会長】 いいですか。当委員会でも、会議室等の利用状況の向上については何回か議論してきましたけれども、今回初めて、結果はわかりませんが、斬新なアイデアが出されて、こうなってほしいという期待を持てると感じました。

【部会長】 ほかにご発言がなければ、提案書については市の示した管理運営の基準等に概ね適合しているということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 それでは、その旨決定いたします。

なお、市に対し答申する際の文言等につきましては、私にご一任願います。

以上をもちまして、平成28年度第2回千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会産業部会を閉会いたします。

それでは、進行を事務局へお返しいたします。

【池原経済企画課課長補佐】 委員の皆様、お疲れさまでございました。こちらからは幾つか事務連絡を申し上げます。

まず、本審査後の流れについてですが、今回の審査結果につきましては、会長から市長宛ての答申をいただき、それを受けまして、市が指定管理予定候補者を決定いたします。その後、11月下旬に開会予定の市議会に指定議案を提出いたします。議会の議決を経た後、指定管理者の指定ということになります。

次に、本日の議事録を作成する関係でございます。後日、皆様に内容のご確認をお願いする予定です。案を作成しまして、事務局よりご連絡しますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議が、今年度予定しております委員会の最後になります。委員の皆様方におかれましては、この1年間、大変お忙しい中、慎重なご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、平成28年度第2回経済農政局指定管理者選定評価委員会産業部会を終了いたします。委員の皆様方には長時間にわたりまして慎重なご審議をいただき、まことにありがとうございました。

—— 了 ——